

第 126 号議案

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

大田区民住宅条例（平成 8 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 借上型区民住宅の部プラムハイツ西糀谷の項を削る。

付 則

この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

借上型区民住宅のプラムハイツ西糀谷を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 127 号議案

大田区こどもの家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区こどもの家条例の一部を改正する条例

大田区こどもの家条例(昭和 39 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表大田区千束こどもの家の項を削り、同表同糶谷こどもの家の項中「同

糶谷こどもの家」を「大田区糶谷こどもの家」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

千束こどもの家を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 128 号議案

大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例

大田区立学校施設の活用に関する条例（平成 6 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「使用する学校」を「委員会」に改める。

別表付記中「午後 6 時 30 分まで」の次に「又は午後 4 時 30 分から午後 7 時まで」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大田区立学校施設の活用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の大田区立学校施設の活用に関する条例第 7 条の規定により登録されている団体は、新条例第 7 条の規定により登録された団体とみなす。

（提案理由）

放課後子ども教室の実施に伴い、使用時間を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 129 号議案

町区域の変更について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

町区域の変更について

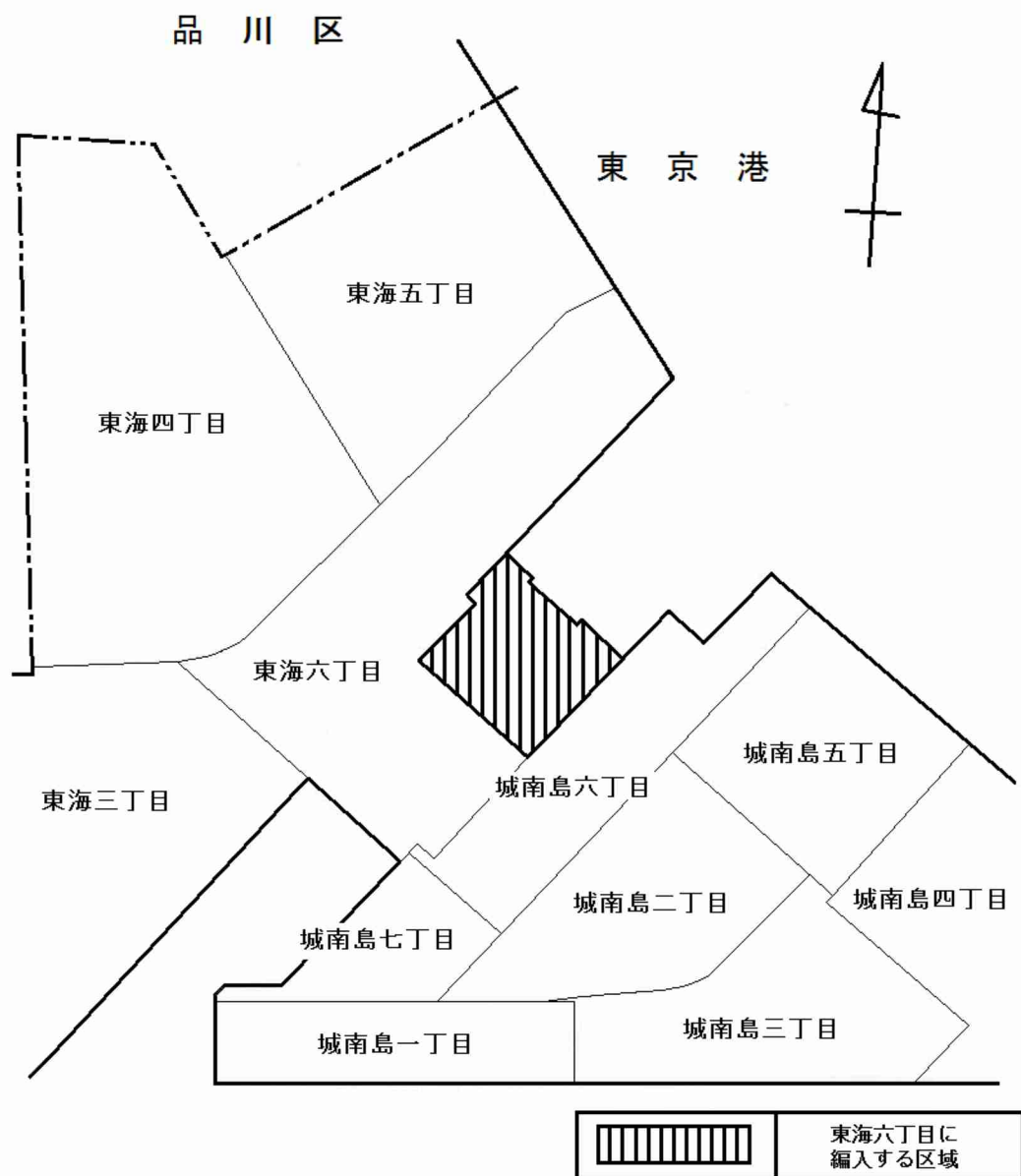
町区域を別図のとおり変更し、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

(提案理由)

本区に編入された大田区東海六丁目 3 番及び城南島六丁目 1 番の地先公有水面埋立地を東海六丁目の町区域に編入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、この案を提出する。

# 町区域変更図

別図



第 130 号議案

蒲田駅西口駅前広場整備工事その 2 請負契約について  
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

蒲田駅西口駅前広場整備工事その 2 請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 蒲田駅西口駅前広場整備工事その 2  
アスファルト舗装工  
透水性擬石研磨ブロック舗装工  
非透水性擬石研磨ブロック舗装工  
プレキャスト街きよ工  
都市型円形側溝工  
防護柵工  
車止め設置工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 9,204 万円
- 4 契約の相手方 大田区上池台二丁目 20 番 2 号  
佐々木・醍醐建設工事共同企業体  
代表者 大田区上池台二丁目 20 番 2 号  
株式会社佐々木組  
代表取締役 小 林 光 一  
構成員 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号  
醍醐建設株式会社

代表取締役 田 中 常 雅

5 工 期 契約有効の日から平成 30 年 3 月 30 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年  
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。